



2025年12月18日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ル ッ タ フ ル ッ タ
代 表 者 代表取締役社長執行役員 長澤 誠
CEO
問 合 せ 先 (コード番号 2586 東証グロース)
管理部長 野呂 広利
TEL.03-6272-3190

第14回新株予約権(行使価額修正条項付)の下限行使価額の修正に関するお知らせ

当社は、第14回新株予約権(行使価額修正条項付)(2023年12月15日発行、以下「本新株予約権」といいます。)につきまして、発行要項の規定に基づき下限行使価額が修正されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本新株予約権の行使価額は、本日現在38円であり、今後、2026年6月15日、2028年6月15日及び2030年6月15日(以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。)において、各修正日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該終値と同額に修正されますが、下限行使価額はかかる修正の下限として機能し、各修正日の直前取引日の終値が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は、下限行使価額に修正されます。

したがって、本新株予約権の本日現在の行使価額である38円は、2026年6月15日に直前取引日における終値に修正されますが、当該終値が本日の修正後の下限行使価額(62円)を下回る場合には、行使価額が下限行使価額(62円)に修正されることになります。

なお、本新株予約権の本日現在の行使価額である38円は、本日の修正後の下限行使価額(62円)を下回りますが、今後行使価額が修正又は調整されるまでの間、本新株予約権は行使価額を38円として行使することができる。これは、行使価額と下限行使価額が同時に修正されるものではなく、下限行使価額は、本新株予約権の発行要項第10項第(2)号に規定のとおり、各修正日に本新株予約権の行使価額が修正される際の下限として機能するものであって、下限行使価額の修正が、修正日前の本新株予約権の行使価額に影響を与えるものではないためです。

本新株予約権の行使期間は7年間と比較的長期であるため、発行後、相当期間が経過し、かつ、相当の行使期間を残した時点で、本新株予約権の下限行使価額を修正することにより、株価が下落している場面においても本新株予約権の行使の蓋然性を高め、当社として資金調達額の最大化を図ることができるようすること、一方で、発行から一定期間経過後に下限行使価額が修正されることにより、当該修正時点で株価が下落している場合には調達金額の減少幅が大きくなる可能性があることから、発行後1回だけ下限行使価額を修正する設計としています。また、発行時よりも株価が上昇した場合には、株価に連動して行使価額が修正されて資金調達額が増額されるよう、行使価額については複数回の修正がされる設計としています。下限行使価額の修正と行使価額の修正とはそれぞれ異なる事項を考慮して設計されているため、修正日もそれぞれ異なる日となっています。

また、調達の蓋然性を考慮すると、取得条項に基づき本新株予約権を取得して新たな証券を発行する等の方法よりも、本新株予約権の行使による資金調達に繋げることが当社の事業成長に資すると考えております。本新株予約権の取得条項に基づく取得及び消却を行って新たな証券を発行する方法は、引受先候補の確保、引受先候補との協議、交渉及び合意が必要となるため、具体的な資金調達手段として確保されておらず、他方で本新株予約権は調達の蓋然性を有しているため、2025年6月13日付「資金使途の変更に関するお知らせ」に記載している、第11回乃至第15回新株予約権を用いた、アサイー及びその他のアマゾンフルーツの原材料の仕入れ強化等を目的とする資金調達の計画を変更しておらず、本新株予約権の取得及び消却は行っておりません。

当社は、本新株予約権を 187,000 個(目的とする株式数は 18,700,000 株)を発行しており、本日現在、40,000 個(目的とする株式数は 4,000,000 株)が行使され、147,000 個(目的とする株式数は 14,700,000 株)が未行使となっています。未行使の本新株予約権について、新株予約権者である長澤誠氏からは、譲渡対価を本新株予約権の行使に充てる目的で本新株予約権 40,000 個を譲渡しており(詳細につきましては、2025 年 11 月 14 日付「第 14 回新株予約権(行使価額修正条項付)の一部譲渡の承認及び売出しに関するお知らせ」及び 2025 年 12 月 1 日付「(開示事項の経過)第 14 回新株予約権(行使価額修正条項付)の売出しの条件決定に関するお知らせ」をご参照ください。)、今後も引き続き代表取締役社長執行役員 CEO として当社の将来的な企業価値の向上に向けて経営を遂行する中で、当社株主とのセイムポートを実現する目的で、本新株予約権の当該譲渡対価を用いて、本新株予約権を行使する意向があることを確認しております。

記

(1) 名 称	株式会社フルッタフルッタ第 14 回新株予約権
(2) 下限行使価額の修正日	2025 年 12 月 18 日
(3) 修正前の下限行使価額	36.5 円
(4) 修正後の下限行使価額	62.0 円
(5) 修 正 事 由	本新株予約権の発行要項第 10 項第(2)号に規定された下限行使価額の修正条項の適用によるものです。

(注)本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2023 年 11 月 13 日付「第 11 回乃至第 13 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行(コミット・イシュー・プログラム)、第 14 回及び第 15 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上